

東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(原案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

募集期間:令和4年5月16日(月曜日)から6月5日(日曜日)まで

意見提出者数:11名、意見件数:37件

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	全般 年代が元号で表記されているが、元号のあとに()で西暦を追記してほしい。	本大綱では元号法に基づく元号表記を基本としています。一方、分かりやすさを考慮し、本文中の年号の初出部分などで西暦を併記します。
2	全般 全体を通読して、表現方法について感じた違和感について。主語にたいする述語の部分を見ると、「進めます」「図ります」「努めます」「努めていきます」が満載。なぜ「取り組みを進めます」でなくて、「取り組みます」と、「対応や支援に努めます」でなくて、「対応し支援します」と書けないのか。為政者はやりたい政策を決然とした語調で書くべきだ。	目標達成に時間のかかるもの、他の主体の協力を得ながら取り組む必要があるもの、予算等の制約があるものなどがあるため、こうした表記としています。表現については原案のままとします。
3	全般 平成27年に制定された大綱に比べて、項目も少なくなり中見出しが抽象的な表現に変更したのは何か理由があるのか。	今回の大綱は、原則、令和3年度に制定された第5次長期総合計画の基本構想のうち、教育と子育てに関する部分を充てることとし、第3次教育振興基本計画を意識した項目立てとしています。
4	全般 東久留米の教育施策の方向を決める大綱に対するパブリックコメントを求めているのに、その内容を閲覧場所に行かなくては見れないというのは問題である。教育委員会のホームページに載せたり、広報に載せたりして、多くの市民が気軽に閲覧できるようにしてほしい。	「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(原案)」は、パブリックコメント募集期間中、市役所や中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館において閲覧いただけるほか、市ホームページ(パブリックコメントのページ)においても掲載しておりました。今後は、教育委員会ページに上記ページへのリンクを掲載する等、広く閲覧いただけるよう情報発信の工夫に努めます。また、広報での掲載については、限られた紙面の中で各々の情報を真に必要とする方にお届けできるよう、今後検討して参ります。
5	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 「基本方針1 子どもの未来を育む学校教育」の1-1、1-2、1-3の最後に、以下の文章を付け加えてほしい。 「以上の施策を1989年国連で採択された『子どもの権利条約』や2021年東京都が制定した『子ども基本条例』に則り、子どもの意見表明権を尊重しながら進めます。」	基礎自治体として、国あるいは東京都の考え方を踏まえて施策を展開していくことは、当然のことと考えます。条約は国の責務を、東京都条例は都の責務を定めているものです。については、市の大綱の中では、改めて条約や東京都条例に触れて記述することはしません。
6	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-1 人権尊重の精神の涵(かん)養と健やかな心と体の育成 東京都の子ども基本条例では、子どもを権利の主体として尊重する必要性が述べられている。「意見を表明する権利」など子どもであるからこそ守らなければならない権利を保障するための施策を市として具体化するべきではないか。	東京都条例は都の責務を定めているものであり、基礎自治体として、東京都の考え方を踏まえて施策を展開していくことは、当然のことと考えます。本市においては、子どもも含め全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現を目指しています。については、市の大綱の中では、改めて東京都条例に触れて記述することはしません。

No.	ご意見の概要	市の考え方	
7	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-1 人権尊重の精神の涵(かん)養と健全な心と体の育成	子どもの権利条約に基づき2021年に東京都では子ども基本条例が制定された。子どもを権利の主体として尊重する必要性が述べられている。意見を表明する権利など子どもであるからこそ守られなければならない権利を保障するための施策を東久留米市として具体化すべきである。基本条例を市民や学校関係者に知らせるためのパンフレット配布、広報に掲載、教育委員会のホームページで知らせる等はすぐすべきである。多くの市民に知らせ、東久留米でどのような方法で条例を具現化していくか広く市民の声を聞くべきである。また、具体化のための委員会などを市民参加で開けるようにしてほしい。	東京都条例は都の責務を定めているものであり、基礎自治体として、東京都の考え方を踏まえて施策を展開していくことは、当然のことと考えます。ついては、市の大綱の中では、改めて東京都条例に触れて記述することはしません。
8	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-1 人権尊重の精神の涵(かん)養と健全な心と体の育成	子ども基本条例に基づいた具体化案が教育大綱のなかでは、触れられていない。東京都の子ども基本条例を無視した内容である。	東京都条例は都の責務を定めているものであり、基礎自治体として、東京都の考え方を踏まえて施策を展開していくことは、当然のことと考えます。ついては、市の大綱の中では、改めて東京都条例に触れて記述することはしません。
9	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-1 人権尊重の精神の涵(かん)養と健全な心と体の育成	2021年都議会第一定例会で「東京都こども基本条例」が制定、4月1日に施行された。コロナ禍のなかで子どもをとりまく状況は厳しくなっていると感じる。遊びや学びが制限されただけでなく、不登校や虐待件数も増えており、貧困などの問題も多くある。コロナ禍の影響を受けた子どもの今に寄り添い、子どもの権利を守る視点で考え、取り組むことが重要である。子ども基本条例を東久留米市として、具体化していくための方針を大綱の中に盛り込むべきと考える。16条、17条を活かすべきだ。 ◎基本条例16条 都はこどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備する。 ◎基本条例17条 こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	東京都条例は都の責務を定めているものであり、基礎自治体として、東京都の考え方を踏まえて施策を展開していくことは、当然のことと考えます。ついては、市の大綱の中では、改めて東京都条例に触れて記述することはしません。
10	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-1 人権尊重の精神の涵(かん)養と健全な心と体の育成	日本人の教育現場では「心を大切に」と教えることで、無意識のうちに「心こそ自分である」と考えるように仕向けられている。そうではなく自分とは魂(スピリチュアル)のことだ。魂を教えない、魂を無視するから、日本は戦後の教育でおかしくなった。人間は生まれると同時にいずれ誰にも平等に訪れる「死」この死の教育は、幼き頃から教育することが大切だと思う。勿論誕生の教育(性教育も含めて)は、必須である。	全校において、学習指導要領に則して、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けることをねらいとした教育を行い、生きる力を身に付けさせていきます。
11	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-1 人権尊重の精神の涵(かん)養と健全な心と体の育成	いじめ問題について「東久留米いじめ対策基本方針」を改訂したとのことだが、「主体的に関り、考え、能動的に行動する児童・生徒を育成する」と市長が言うようにいじめられた子供は自分で立ち向かうほど強い状態の子供はいない。SOSを早くに見つけ、サポートするシステムを構築する必要がある。	「いじめ問題」は、「いじめを起こさないこと」が大切です。そのためには、いじめの撲滅について主体的に関わり、考え、能動的に行動する児童・生徒を育成する必要があります。いじめが起きてしまった際の解決においては、それに直接関わる子どもだけではなく、全ての子どもたちが問題解決に対して意識を高める必要があり、それがいじめ問題対策で重要な早期発見・早期解決につながると考えています。

No.	ご意見の概要		市の考え方
12	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-2 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成	私達は幼い時から、生きる上での智慧・知識・作法は教わるが、なぜこの世に生を受けたのか、人は何故苦しむのか、何故死ぬのかという疑問にはだれも答えてくれない。このような疑問に対する教育が絶対必要となる。そのためにも知識だけの頭でっかちばかりを育てるのではなく、スピリチュアル教育が必要ではないか。	生命に関する学習は学習指導要領に則して、児童・生徒の発達段階に応じた学習指導を行います。生命に関する知識の習得だけでなく、関心をもったことや疑問に感じたことについて、児童・生徒が主体的に考え表現する活動を行っていきます。
13	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-2 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成	グローバル社会で他国の人々と協調していくためには、語学の問題だけではない。歴史認識をしっかり理解できるような教育が必要である。見直しを考えて欲しい。	各学校では、自己の考えを深め広げる対話的な学びや、知識を相互に関連付けてより深く理解する深い学びを実現するための授業を行っています。歴史的分野の授業においても、先哲の考え方を手掛かりに考える活動を取り入れた授業を行っており、今後も実施してまいります。
14	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-2 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成	学校教育の目標について、「持続可能な社会の創り手」とか「国際社会で活躍できる人材」とか書くのは、抽象的で陳腐だ。なぜ市民の意思を大切にすデンマークの学校教育の理念のように、「子どもたちを「地球市民」として育て、世界にチャレンジすることを学ばせる」とか「子どもたちが、学校でたがいに尊重しあい、自分の意見を民主的なやり方で言葉にすることを学ばせる」とか言えないのだろうか。市民的民主主義の学習とグローバルな未来への準備こそが学校教育の目標であるべきだ。	学習指導要領では、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けると示されています。各学校においては、グローバル教育の推進や主体的・対話的な学びを通じて考えを深める学習指導を実施しています。今後も各学校の教育課程を適切に編成し、確実に実施してまいります。
15	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-2 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成	「外国語の学習」では、今のところ英語教育が第一であるから、はっきりとそれを書くべきである。そのうえで小学校における英語専門教員の増員とか設備の改善とかも書き込むべきである。また、外国語学習を「他国の文化や文化を理解し」云々と結びつけるのであれば、中学校でも中国語、韓国語やベトナム語の基礎を学ぶ授業を導入するような大胆な発想が必要だ。近隣諸国の文化を理解して、民族差別をしない子どもたちを作り、こうした国々にルーツをもつ同級生が誇りをもって生きられるために。それに、英語が苦手な子どもでも、文法が日本語と同じ韓国語や、同様に漢字をつかう中国語をまなんだら「外国語が好きな子ども」になるかもしれない。英語だけが外国語ではない。	学習指導要領では、外国語については原則として英語を学ぶこととなっています。また、各教科や総合的な学習の時間では、他国の文化に関する内容や国際理解にかかる指導をしています。このような学習機会を通じて、将来的に海外で活躍することを目指すグローバルな考えをもつ子どもの育成を目指してまいります。
16	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-2 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成	学校図書館の整備では、一番必要なのは読書指導の専門家ともいうべき司書教諭の増員である。整備の眼目はモノではなくて人材の配置だということをお忘れなく。	学校図書館法では、学校図書館の専門的職務を担う教員として、「司書教諭」を学校に置くこととしており、学級数が合計12学級以上の学校には、必ず置くことになっています。本市においても学級数が合計12学級以上の学校には、司書教諭を配置しています。さらに、本市では、学校司書を全校に配置しています。各学校の司書教諭等と学校司書が学校図書館の充実のために連携を図れるよう、今後も人材の配置を行ってまいります。

No.	ご意見の概要		市の考え方
17	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-2 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成	学校図書館の整備について、平成27年制定では「学校図書館の整備や市立図書館との連携により」と市立図書館との連携や子ども達の学習活動の充実が明記されているが、改定案では市立図書館との連携、学習活動の充実が明記されていない。これにはどのような理由があるのか。子どもの読書活動や学習活動には市立図書館との連携は欠かせない。	「東久留米市子ども読書活動推進計画」において、学校と市立図書館との連携や子ども読書活動の推進に向けた施策を掲げ、これまで学校司書を全校に配置したほか、学校図書館運営連絡協議会の設置、学校図書館運営指針の作成という運営面の整備を図ってきました。現在も第3次計画に基づき取り組みを進めておりますが、各学校では、東久留米市学校図書館運営指針に従い、市立図書館と連携して蔵書の貸出しを受ける、学校図書館の整備に係る支援を受けるなどして、子どもの読書活動や学習活動を行っています。
18	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-1 人権尊重の精神の涵(かん)養と健やかな心と体の育成	平成27年制定では、基本方針1の食育の推進の項目で、「健康な体づくりには、食の衛生面や食生活に関する知識も必要です。栄養に偏りのない食品の選択や地場産農作物の給食への活用など、食に関する教育を推進します」とある。この文章からは学校教育の場面のみならず市民への食に関わる知識の啓もうにも関係する。しかし、今回の原案には食育の言葉すら見つけることができない。国の食育基本法は、東久留米市の学校教育の場や市民の生涯学習の場では反映されないのか。学校現場において、食育の推進が果たして図れるのか。とても疑問に思う。	食育基本法は国の責務を定めているものであり、基礎自治体として国の考え方を踏まえて施策を展開していくことは当然のことと考えます。各学校では体育、保健体育、家庭、技術・家庭等の学習及び給食の時間において、様々な視点から「食」に関する知識と、「食」を選択する力を習得させることを目的として食育を推進しています。ついては、市の大綱の中では、改めて法律に触れて記述することはしません。
19	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-3 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり	食育の推進が必要と考えるならば、中学校給食の在り方を変える必要があるのではないかと。中学生には食育教育がされていないと思う。見直しが必要だ。貧しくて給食だけが命を繋ぐものとなっている状況にある子供がいる。給食の在り方に是非力を入れて欲しい。	食育は給食の時間にも行いますが、保健体育や技術・家庭等の学習などの様々な視点から、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させています。児童・生徒が健全な食生活を実践できるように食育指導を行っていきます。
20	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-3 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり	学校給食について、「体制整備を進めます」という意味不明な言葉は不要である。一日も早く市内中学の学校給食を「実現します」と書き替えてほしい。清瀬市ではずいぶん前に実現しているようである。外国の例を引くと、無料昼食の学校給食は、フィンランドでは1948年に完全実現されている。まだ北欧の貧乏国だった時代に、無料昼食は重要な教育インフラのひとつとして認識されていた。「財源不足」は、なんの言い訳にもならない。今のヘルシンキでは、16歳以下の子どもが夏休み期間に学校に登校して活動するさいにも、無料の昼食が提供されている。東久留米の政治家には、ほとんど想像できない世界であろう。	本市の中学校給食は、市民及び議会からの要望等を踏まえ、様々な調査研究、検討を経て、その過程の中で食物アレルギーを持つ生徒、弁当持参を希望する保護者や生徒の要望にも配慮して、弁当併用型のスクールランチ方式を採用し、平成17年度から実施しています。現在、この方式を基本とし、献立内容の充実を目指して、温かいおかずの提供に向けて取り組んでいます。
21	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-3 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり	食育基本法に基づいた食育を大切にして、母子・父子家庭等の格差社会の中でも成長期の中学生に温かい給食を、中学校での全員給食の実現を要求する。	本市の中学校給食は、市民及び議会からの要望等を踏まえた上で、様々な調査研究、検討を経て、その過程の中で食物アレルギーを持つ生徒、弁当持参を希望する保護者や生徒の要望にも配慮して、弁当併用型のスクールランチ方式を採用し、平成17年度から実施しています。現在、この方式を基本としつつ、献立内容の充実を目指して、温かいおかずの提供に向けて取り組んでいます。

No.	ご意見の概要		市の考え方
22	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-3 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり	成長著しい義務教育の中で、食育はとても重要な課題である。生きた食育の場である中学校での全員給食を実現することを強く求める。中学校給食を実施していない数少ない自治体では市民として恥ずかしい。	本市の中学校給食は、市民及び議会からの要望等を踏まえた上で、様々な調査研究、検討を経て実施しており、その検討過程で、食物アレルギーを持つ生徒、弁当持参を希望する保護者や生徒の要望にも配慮し、弁当併用型のスクールランチ方式を採用しています。現在、この方式を基本とし、献立内容の充実を目指して、温かいおかずの提供に向けて取り組んでいます。また、食育は給食の時間にも行いますが、保健体育や技術・家庭等の学習において、様々な視点から「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させています。児童・生徒が健全な食生活を実践できるよう食育指導を行っていきます。
23	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-3 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり	学校での食育を大切にし、生きた食育の場である中学校での全員給食を実現することを要求する。 平成27年の基本方針1には、食育の推進が書かれている。食の衛生面や食生活に関する知識の必要性、地場産農作物給食への活用、など食に関する教育を進めるとある。しかし、令和4年度の基本方針には、食育の部分が削られているのは問題である。食育基本法(平成27年度制定)では、「食育を生きる上での基本であって、知育、徳育、お帯体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な食生活を実践することのできる人間を育てる食育推進すること」等が述べられている。 中学校での全員給食を実現し、食育基本法に基づいた教育を行うべきである。	本市の中学校給食は、市民及び議会からの要望等を踏まえた上で、様々な調査研究、検討を経て実施しており、その検討過程で、食物アレルギーを持つ生徒、弁当持参を希望する保護者や生徒の要望にも配慮し、弁当併用型のスクールランチ方式を採用しています。現在、この方式を基本としつつ、献立内容の充実を目指して、温かいおかずの提供に向けて取り組んでいます。また、食育は給食の時間にも行いますが、保健体育や技術・家庭等の学習において、様々な視点から「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させています。今後も、児童・生徒が健全な食生活を実践できるよう食育指導を行っていきます。
24	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-3 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり	食育基本法(平成27年制定)に示された食育の基本理念を中学校給食でもいかすべきだ。そのためには、弁当併用のスクールランチ方式ではなく、小学校と同じ全員給食にすべきである。	本市の中学校給食は、市民及び議会の皆様からの要望等を踏まえた上で、様々な調査研究、検討を経て、その過程の中で食物アレルギーを持つ生徒、弁当持参を希望する保護者や生徒の要望にも配慮して、弁当併用型のスクールランチ方式を採用し、平成17年度から実施しています。現在、この方式を基本とし、献立内容の充実を目指して、温かいおかずの提供に向けて取り組んでいます。
25	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-3 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり	学校での食育を大切にし、生きた食育の場である中学での全員給食を実現することが必要だ。 平成27年の基本方針1には、食育の推進が書かれている。食の衛生面や食生活に関する知識の必要性、地場産農作物給食への活用、など食に関する教育を進めるとある。しかし、令和4年度の基本方針には、食育の部分が削られているのは問題である。 食育基本法(平成27年制定)では、「食育を生きる上での基本であって、知育、徳育、及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することのできる人間を育てる食育推進すること」等が述べられている。 中学校での全員給食を実現し、食育基本法に基づいた教育が行われることを求める。 近年子どもの貧困状態の増加、子育て世代の収入が減り共働き世帯が増加している。食育推進の教育を行うべきだと考える。	本市の中学校給食は、市民及び議会からの要望等を踏まえた上で、様々な調査研究、検討を経て実施しており、その検討過程で、食物アレルギーを持つ生徒、弁当持参を希望する保護者や生徒の要望にも配慮し、弁当併用型のスクールランチ方式を採用しています。現在、この方式を基本としつつ、献立内容の充実を目指して、温かいおかずの提供に向けて取り組んでいます。また、食育は給食の時間にも行いますが、保健体育や技術・家庭等の学習において、様々な視点から「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させています。今後も、児童・生徒が健全な食生活を実践できるよう食育指導を行っていきます。

No.	ご意見の概要		市の考え方
26	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-2 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成	国・都の学力テストは必要ない。それ以外に市の税金を使った市独自の学力テストも必要ない。直ちに中止すべきだ。心豊かな子どもの育成のために税金を使ってほしい。	基礎自治体として、国あるいは東京都の考え方を踏まえて施策を展開していくことは、当然のことと考えます。本市で実施している学習定着度調査は、児童・生徒がどのような点で学習への躓(つまず)きがあるのかを各学校の調査結果を通して客観的に把握し、学力の向上を目指すことを目的として実施しています。今後もこのような考えの下、実施していきます。
27	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-2 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成	学力テストは2019年、国連子どもの権利委員会が日本政府に対して「極度に競争的制度」と「ストレスフルな学校環境」から子どもを開放するよう勧告する一因になっている。コロナ禍のなかで、経済格差、子どもの貧困が広がっている。学力調査によれば、学力は所得格差と相関するということが検証されている。意欲、関心、態度など教育に関わるあらゆることを数値化して競わせる競争教育は子どもの心を深く傷つけるものである。学力テストで競争させるのではなく、子どもの自信と自尊心を高める教育条件整備に力を注ぐべきである。少人数クラスの中で一人一人が丁寧に国、都の学力テスト以外に市民の税金を使った市独自の学力テストはただちに中止すべきである。税金の無駄遣いである。	本市で実施している学習定着度調査は、各校の順位を付けることを目的としていません。児童・生徒がどのような点で学習への躓(つまず)きがあるのかを各学校の調査結果を通して客観的に把握し、学力の向上を目指すことを目的としています。今後もこのような考えの下、実施していきます。
28	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-2 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成	市独自の学力テストはやめるべきだ。2年生の息子が学力テストを受けて、数か月後、分析シートというデータだけ返され、答えは返されなかった。子どもに対して、具体的な指導は一切ない。何のためのテストなのだろう。国、都、市の学力テストをして、結果を数値化して、どんな意味があるのだろうか。子どもに寄り添い、丁寧な学習、指導の時間を大切にしてほしい。	本市で実施している学習定着度調査は、各校の順位を付けることを目的としていません。児童・生徒がどのような点で学習への躓(つまず)きがあるのかを各学校の調査結果を通して客観的に把握し、学力の向上を目指すことを目的としています。今後もこのような考えの下、実施していきます。
29	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-3 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり	教員は自分が担当した科目が十分習熟出来ているかを、判断するためにテストを行うことは1つの方法だと思う。それとは別に東久留米が独自に行っている学力テストは必要なのだろうか。教育委員会の検討内容は、毎回テストの結果が何点上がった・下がっただけの内容で、学校に順位をつけ、教員だけでなく子供達にも負担をかけ、結果の資料を作成するためにお金をかけ、どんな効果があるのか。全く馬鹿げた学力テストである。直ぐに中止すべきである。	本市で実施している学習定着度調査は、各校の順位を付けることを目的としていません。児童・生徒がどのような点で学習への躓(つまず)きがあるのかを各学校が調査結果を通して客観的に把握し、学力の向上を目指すことを目的としています。今後もこのような考えの下、実施していきます。
30	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-3 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり	具体化する場合に、学力テストはどのようになるのか。競争をおおる学力テストは反対である。	本市で実施している学習定着度調査については、各校の順位を付けることを目的としていません。児童・生徒がどのような点で学習への躓(つまず)きがあるのかを、各学校の調査結果を通して客観的に把握し、学力の向上を目指すことを目的としています。今後もこのような考えの下、実施していきます。

No.	ご意見の概要	市の考え方	
31	<p>基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-3 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり</p>	<p>令和4年度第1回東久留米市総合教育会議において、富田市長は、子どもの自殺が多いことを問題とし、悩み苦しんでいる子どもが気兼ねなく相談できるような機関を充実したいと話されていた。子どもが自ら「いのち」を断つことは、最も悲しむべきことだ。富田市長がそのことを語っておられることに注目している。</p> <p>子どもの悩みの中で圧倒的に多いのが学業・成績に関わることだと、ある調査で知った。しかし本来、子どもは好奇心にあふれた存在である。知ること、学ぶことは喜びとつながるはずが、苦しみとなり自殺にまで追いやられるとしたら、それはなぜなのだろうか。</p> <p>そのことを深く考えたいと思っている。</p> <p>私の孫は5才だが、知ることが生き生きした「生」そのもののように見える。けれど、小学校入学後のことが心配でもある。なぜなら学校の現状は、成績によって数値化され、競争的な環境にあることが想像されるからだ。低学年と言っても学力テストがあることも心配である。今は、国、都、さらに東久留米市独自の学力テストもある。</p> <p>私は教育委員会を傍聴する中で、東久留米市の子どもたちの学力テストの点数が都の平均点より低いことが問題として何度も取り上げられていることを知った。</p> <p>けれども、平均の点数を上げることは、本当に子どもたちひとりひとりの生きる力としての学力をつけることになっているのか。子どもたちは、どのように評価されるかを気にすることで、自信を失っていくのではないかと。</p> <p>それよりもむしろ、子どもたちのそれぞれをよく知る教師との日常のやり取りを大事にして保障していくことにこそ、行政の役割があるのではないだろうか。</p> <p>つまり、ひとりひとりの「いのち」に光をあてる教師(人)の力によって、子どもは将来につながる「生きていく力」をつけていくのではないかと、私は考えている。</p> <p>そのようなことも考慮して、これからの東久留米市の教育行政について考えていただきたいと願っている。</p>	<p>本市では、児童・生徒やその家族の不安や辛さに寄り添い、一緒に解決法を考え、関係機関と連携してより良い支援を行えるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談室、学習適応教室など教育相談体制の充実を図っています。本市で実施している学習定着度調査は、各校の順位を付けることを目的としていません。児童・生徒がどのような点で学習への躓(つまず)きがあるのかを各学校が調査結果を通して客観的に把握し、授業改善を図り、学力の向上を目指すことを目的としています。各学校において、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けることをねらいとした教育を行い、「生きる力」を身に付けさせることを目指しています。各学校においては、様々な教育活動を通して児童・生徒の理解を行うとともに、児童・生徒一人一人に寄り添いながら、生涯にわたって学び続ける姿勢や何度でも挑戦する力を培うことができるよう、東久留米市の教育の充実を目指していきます。</p>
32	<p>基本方針2 市民の学びを地域に生かす生涯学習 2-1 市民のニーズに応じた生涯学習活動の充実</p>	<p>市民の生涯学習活動について、「環境づくり」のために学習活動のための公的施設(生涯学習センターや地区センター)の使用を無料にしてほしい。有料の場合も、参加者が高齢者だけが青壮年層がいるかで差別料金にすることはやめていただきたい。これは高齢者の活動への青壮年の参加を妨げ、世代間分断を生むだけである。西東京市の公立図書館内の施設利用は無料のため、私の参加しているグループでは西東京市の施設が取れないときに、東久留米を取っている。東久留米市民なのに、腹立たしいばかりだ。</p>	<p>生涯学習センター等の公共施設の料金については、維持管理費や人件費等を考慮した上で受益者負担の適正化の観点から設定しており、減額及び免除に関する基準も含め、条例及び条例施行規則で定めています。</p>
33	<p>基本方針2 市民の学びを地域に生かす生涯学習 2-1 市民のニーズに応じた生涯学習活動の充実</p>	<p>生涯学習活動への「行政の支援」について、私の参加している語学学習グループは十数年前には、外部講師による講演会を毎年4～5回開催していた。当時市役所からは講師一人当たり2万円の講師料を受領していた(年に8～10万円)。そのうち、講師料補助は少額となり、年1回分の外部講師講演料しか受領できなくなった。グループはいまも活動しているが、近年は講演会はやめている。「行政の支援」を最低でも、かつて行われていたレベルまで復活してほしい。「新たな仕組みづくり」はその後である。</p>	<p>生涯学習活動を支援するため、市民自主企画講座講師等派遣支援事業を行っており、地域で自主的に活動している生涯学習団体・サークル等が企画・運営し、外部から講師を招いて開催する講座に対し、開講費用の一部を支援しています。</p>

No.	ご意見の概要	市の考え方	
34	<p>基本方針2 市民の学びを地域に生かす生涯学習 2-2 歴史・文化・情報拠点としての図書館サービスの充実</p>	<p>「歴史・文化・情報拠点としての図書館サービス」について、私見では地域図書館の質をはかるモノサシの一つは蔵書数であるが、もっと重要なのは参考図書室の蔵書の質と量である。東久留米中央図書館の参考図書室も以前よりも改善したが、依然として小平市中央図書館の参考図書室に及ばない。一度小平市の同館を見学することをお勧めする。私は東京や多摩の地域史に興味をもつ大学生をよく小平市の参考図書室に連れていった。当時聴いた話は、参考図書室の担当者があとで館長さんになったということであった。図書館の人員費削減のために非正規職員ばかり増やしても、図書サービスの質的向上にはつながらない。図書館には正規職員(公務員)のポジションをもつ学識のある司書を採用してほしい。昔私が大学生だったころ、図書館の参考図書室には外国語の堪能な司書が若干名いて、教授たちと対等につきあっていたし、大学院生は資料の件で彼らにお世話になっていた。「ライブラリアンって偉いんだな」と思ったものである。</p>	<p>本市図書館では「東久留米市立図書館資料収集方針」に基づき資料を収集、保存しています。また、資料の種類、分野ごと選定基準を定めており、これを基に選定し、図書館協議会より選書・除籍の実績評価をいただいています。 なお、令和3年4月1日から、中央図書館と3地区館を一括して運営する指定管理者を導入しました。地域資料・行政資料に関するサービスは市が直営で行っており、司書資格を有する市職員及び図書館専門員(会計年度任用職員)を中心に調査・資料室を運営し、計画に基づき地域資料・行政資料の収集・保存を進めています。また、図書館独自に職員の育成方針を定めて、人材育成や職場環境の整備に努めています。</p>
35	<p>基本方針2 市民の学びを地域に生かす生涯学習 2-2 歴史・文化・情報拠点としての図書館サービスの充実</p>	<p>図書館にたいする「多様化するニーズ」への対応では、第1に障害者にたいする点字図書や音声図書の充実である(高田馬場に点字図書館があるが、同館との貸し出しの連携を実行するとか、音声図書を増やすための市民の動員なども重要)。第2に、外国語の学習者や地域にすむ外国人のために、英語や中国語・韓国語・ベトナム語の蔵書を増やしてほしい。読書をつづいた仲間づくりでは、図書館2階の部屋を利用して、子ども対象、女性対象、高齢者対象の「読書カフェ」のような活動をやってほしい。</p>	<p>視覚に障害がある方などは、サピエ図書館や国立国会図書館のサービス利用が可能のほか、本市の図書館においても全国の公立図書館との連携を取りながら資料提供を行っています。また、活字による読書や、印刷されたものをそのまま利用することが困難な方、図書館への来館が困難な方への図書館サービスのほか、多言語資料の受け入れなど、図書館利用にハンディキャップのある方に対する対応も進めています。今後も図書館利用に繋がるような、多くの方に参加していただける図書館事業を行っていきます。</p>
36	<p>基本方針2 市民の学びを地域に生かす生涯学習 2-3 市民協働による文化財の保護・活用</p>	<p>文化財の保護・活用では、私が一番願っているのは、郷土博物館の設立である。地域博物館こそが文化財保護や郷土史(地域史)研究の拠点基地になるからです。これについても、清瀬市や東大和市が郷土博物館をもっているのは見識である。市長にはまず清瀬や東大和の博物館見学をお勧めする。ついでに東大和で同市の市史編纂委員の皆さんによる力作の共同研究『軍需工場と基地と人びと』(1995年刊)を購入して郷土史研究とはどういうものか、学んでほしい。地域史の掘り起こしに実績のある小平市中央図書館参考図書室にも教を乞うてほしい。</p>	<p>文化財の保護・活用に向けて、東久留米市わくわく健康プラザ内に、郷土資料室を設置しています。郷土資料室では、生涯学習課文化財係の事務所、資料整理室、展示室等を備えた文化財保護の拠点施設として機能するとともに、小・中学校の児童・生徒を中心とした、市民の郷土学習のための展示や支援を行っています。今後も先進自治体の事例について、随時、調査研究しながら、文化財の保護・活用に取り組みます。</p>
37	<p>基本方針2 市民の学びを地域に生かす生涯学習 2-4 スポーツとの触れ合いを広げる市民スポーツの振興</p>	<p>「市民スポーツの振興」は観念的、総花的でなにを言いたいかわからない。あまり市民スポーツに興味のない人の作文なのであろう。子ども対象、青壮年対象、高齢者対象とわけて「スポーツ振興」を考える必要があるだろう。子ども対象であれば少年サッカーの運動場提供とか、忙しい青壮年であれば市内にあるスポーツクラブ利用の無料チケットの配布とか、高齢者であれば社交ダンスや囲碁サークルの場所提供とか。</p>	<p>教育大綱を踏まえ、教育振興基本計画において具体的な施策の方向性を示すほか、各年度の事業計画に具体的な取り組みを示しております。 なお、「東久留米市スポーツ健康都市宣言(令和3年10月)」を踏まえ、スポーツに参加できる機会を確保するため、各種施設の維持管理、各種スポーツ事業を行っています。また、NPO法人東久留米市体育協会と連携して競技力の向上、青少年の健全育成等に努めています。</p>